

第4期 野辺地町教育振興基本計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度





目 次

I	はじめに	1
II	序論	
1	計画の策定にあたって	2
2	計画の位置付け	3
3	計画期間	3
4	計画の推進（事務事業の評価及び公表）	4
III	基本構想	
1	基本理念	5
2	基本目標	6
3	重点目標	6
IV	各分野の施策	
1	学校教育分野	7
2	社会教育・スポーツ分野	11
3	歴史・文化・芸術分野	15
V	資料編	18

I

はじめに

野辺地町教育振興基本計画は、国及び青森県の計画を受け、当町の今後5年間の教育政策の方向性や目標、基本施策を定めたものです。当町の町民憲章で謳われている「烏帽子岳のような誇り高い文化と教育の町をつくります」を普遍的な使命（不易）とし、めまぐるしく変化する社会や時代をとらえ（流行）、こどもたちの未来を拓く教育を実現しながら、町民全体のウェルビーイングの向上を目指した計画を策定しました。急速に進む少子化の中では、地域でこどもを育てる意識をより浸透させる必要があります。この計画でも地域と結びつく「つながり」を伏線としています。計画では学校教育、社会教育、スポーツ、歴史・文化・芸術の学びをつなげ、生涯を通じて学び続けていくものと考えています。そして幅広い世代とのふれあいで町民がつながり、一人一人が生き生きと暮らす学びを目指しています。こどもたちが「学ぶことが面白い」と能動的に学び、自らの力で生き抜く力を身に付けられるように、こどもをまんなかにして、みんなで支えていけるように取り組んでいきます。

計画はこれまでの取組を継承しながら、時代に求められる教育の実現に向かうものとしています。幼・保・小・中・高を通したふるさとに愛着と誇りを持つ教育の実現、コミュニティ・スクールの推進、教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進などにもさらに努めてまいります。これは知識や知恵を得るだけではなく、それを活用し、社会を生き抜く力につなげる教育にしていきたいと考えています。また、現在進められている統合小学校の建築構想を安全・安心な学校となるよう具現化していきます。さらに、第80回国民スポーツ大会の成功、そしてそれが町民のスポーツへの関心を高め、地域のスポーツの活性化につながるよう取り組みたいと考えています。歴史・文化面では北前船がもたらした歴史や文化を広く後世に継承する活動に力を入れていきます。

これらを実現していくためには、行政と町民、各種団体が協働で取り組んでいかなければなりません。教育委員会としても関係機関と連携しながら各政策の推進に努め、「つながりが創る豊かな野辺地の教育」に邁進してまいります。

結びに、この計画の策定にあたりまして、貴重な御意見、御提案をいただきました関係の皆様方に、深く感謝の意を表し心からお礼申し上げます。

野辺地町教育委員会

教育長 小 野 淳 美

令和7年2月

Ⅱ

序論

1 計画の策定にあたって

町教育委員会では、令和2年度から令和6年度までの5年間における教育の長期的な指針として令和2年2月に「第3期野辺地町教育振興基本計画」を策定したところですが、令和7年3月で当該計画の計画期間が終期を迎えることとなります。

一方、文部科学省は、令和5年3月に令和9年度までの5年間の第4期教育振興基本計画を策定し、県教育委員会においても、令和5年12月に令和10年度までの青森県教育振興基本計画を策定しました。

また、教育振興基本計画の上位計画である「野辺地町まちづくり総合計画」においては、現在の第6次野辺地町まちづくり総合計画の後期基本計画を策定しているところです。

以上のことを踏まえ、町教育委員会では、令和7年度から令和11年度までの5年間の教育行政の指針となる「第4期野辺地町教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を作成することとしました。なお、本計画は、外部有識者等から組織される「野辺地町教育構想検討委員会」に本計画の作成について諮問した後、提出された答申を基に策定したものととなります。



第3期野辺地町教育振興基本計画

2 計画の位置付け

本計画は、野辺地町まちづくり総合計画の下位計画として、教育分野の各施策を推進するための計画となります。

また、本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく当町における「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」となります。

さらに、本計画をもって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づく当町における「大綱」に代えることとします。

教育基本法（抄）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

3 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）の5年間とします。

【参考】

国 … 第4期 教育振興基本計画

（令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度））

県 … 青森県教育振興基本計画「アクションプラン」

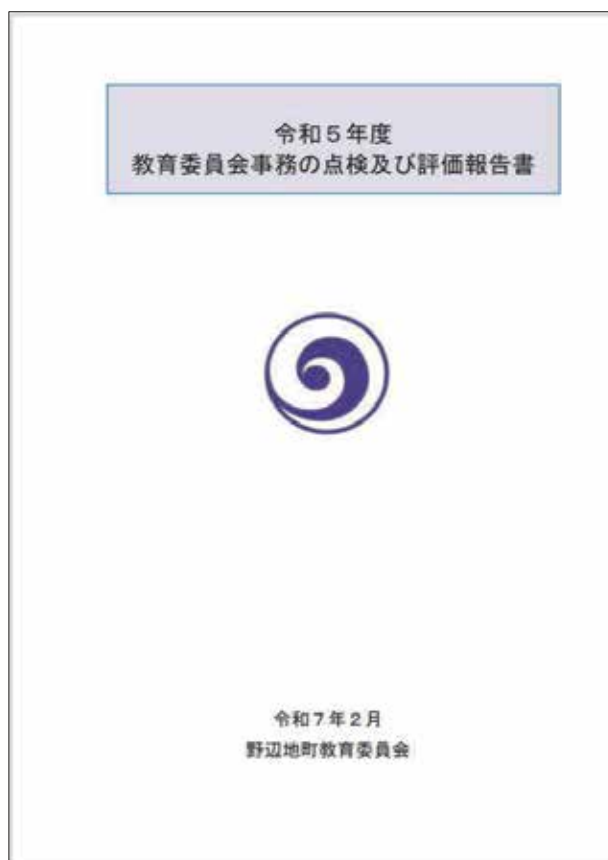
（令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度））

4 計画の推進（事務事業の評価及び公表）

本計画の様々な施策についての具体的な事務事業の進捗状況や確認、さらに実施後の効果については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、年度ごとに野辺地町教育委員会事務評価委員会において点検及び評価を受けた上で、町議会へ報告するとともに、町ホームページにより広く周知を図るものとします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）
第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。



教育委員会事務の点検及び評価報告書

Ⅲ

基本構想

1

基本理念

～ 町が目指すこどもの姿～

かしこい〔知〕

世界へ漕ぎ出す、知恵の波が満ちる十符ヶ浦のような「かしこい野辺地っ子」

やさしい〔徳〕

季節の彩りを楽しませ、心を和ませる愛宕山のような「やさしい野辺地っ子」

たくましい〔体〕

風雪に負けることなく、どっしりとした烏帽子岳のような「たくましい野辺地っ子」

しなやかな〔柔〕

時代の流れに沿って進み、涸れることのない野辺地川のような「しなやかな野辺地っ子」



2 基本目標

こどもたちの未来を拓く教育の実現
～つながりが創る豊かな野辺地の教育～

※多様な「つながり」「つなげる」「つながる」

- ・社会や世の中と学びを「つなげる」（関連付けて学ぶ）
- ・校種を超えて「つながる」
- ・学校・家庭・地域が「つながる」
- ・幅広い世代とふれあう、児童生徒や学校間、異なる価値観と「つながる」
- ・学校・家庭・行政・医療・関係機関などが「つながる」

3 重点目標

- 命の保障
- 学力の保障
- ふるさと「のへじ」に愛着と誇りを持つ教育の充実
- 生涯学習・社会教育の充実



IV

各分野の施策

1 学校教育分野

1) 現状と課題

現代社会においては、少子化や核家族化の進行などこどもを取り巻く環境が変化したことにより、家庭や地域の教育力が低下していると言われています。そのような中、学校教育現場においては「知」「徳」「体」の調和がとれ、社会を生き抜く力を持つ児童生徒の育成や、グローバル化や情報化の進展に対応した教育の推進が求められています。

当町における児童生徒の学力向上については、これからの時代に求められる資質・能力の育成のため、ICT機器を活用した学習活動への取組と、それを支援するICT支援員を配置しました。また、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが共に学ぶことができる学校づくりが重要と考えております。

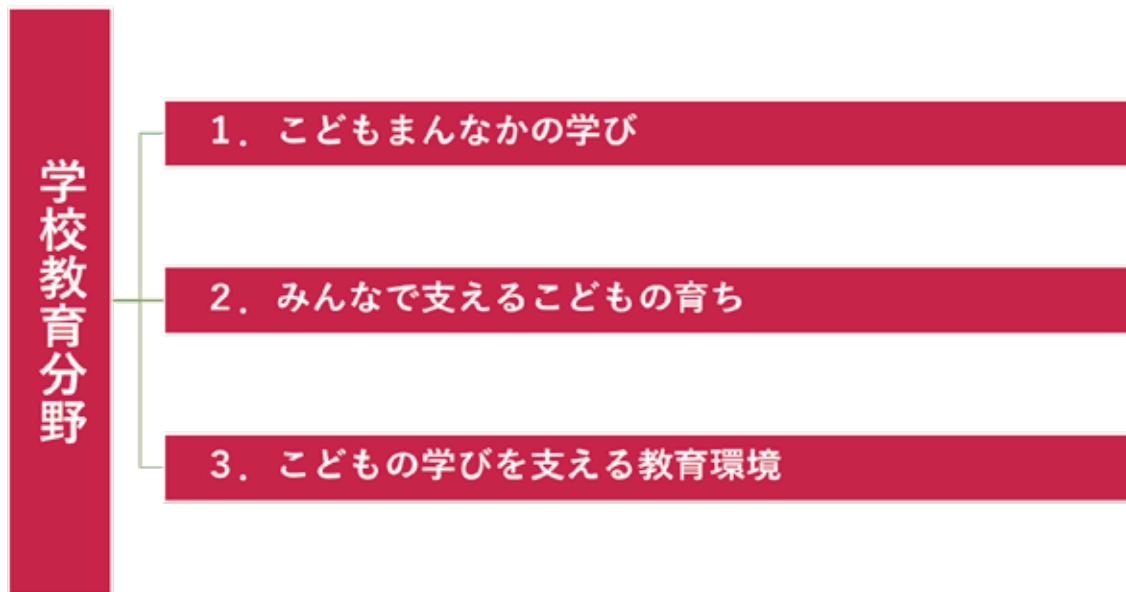
心と体づくりの推進については、平成30年度に設置した教育相談室において、不登校児童生徒への適応指導や家庭への教育相談等を継続して行っており、児童生徒の気持ちの安定・意欲につなげています。現在は必ずしも学校復帰だけを最終目標としないようにすることが求められているため、今後はより学校と連携する体制を整えることとします。

教育環境に目を向けると、令和6年4月1日現在の小学校(2校)児童数は426人、中学校(1校)生徒数は233人となっており、今後も児童生徒数の減少が見込まれる中において、活力ある学校づくりと適切な教育環境の充実を図るため、小学校の規模適正化を進めることとしています。また、教職員の業務は多岐にわたっています。教職員が多忙により心身に不調をきたすことは、こどもたちへの効果的な教育につながらないため、多忙化解消のための取組が急務となっております。

今後も「野辺地町で学ぶことができ、幸せ」と思ってもらえるような教育の推進を学校関係者等と連携して取り組み、人を思いやり、認めることのできる豊かな心を持つ人財¹の育成に努めてまいります。

¹ 青森県では、“人は町にとっての「財(たから)」である”ことを基本的な考え方としており、当町もこれを踏まえて「人材」を「人財」と表記しています。

2) 基本施策



【施策の体系】

1. こどもまんなかの学び

こどもが自律して学び続け、持続可能な社会の担い手となるよう、こどもまんなかの学びを進めます。

施策の展開

- 1 「知・徳・体」の調和の取れた「生きる力」の育成
 - ・授業の充実
 - ・心の教育の充実
 - ・健やかな体の育成
- 2 夢・希望・志のはぐくみ
 - ・ふるさとに愛着と誇りを持つ教育の充実
(総合的な学習の時間への出前講座、体験学習)
 - ・「生きる・働く・学ぶ」をつなぐキャリア教育の推進
(施設訪問、高校訪問、校外活動へのバスの配車)
- 3 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
 - ・特別支援教育の充実
(スクールサポーターの配置、通級指導教室の設置、就学前の教育相談)
 - ・不登校児童生徒への支援(教育相談室の設置)
 - ・医療的ケア児²、日本語指導が必要な外国につながるこどもの支援

² 新生児特定集中治療室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

2. みんなで支えるこどもの育ち（学校や地域でのつながり）

こども一人一人が幸福や生きがいを感じられるよう、誰一人取り残すことなく、学校・家庭・地域などが連携してこどもの育ちを支えます。

施策の展開

1 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

- ・幅広い世代との交流
- ・幼、保、小、中、高校の連携
（学校教育振興会事業：音楽交歓会、作品展、小中連携研修会）
- ・コミュニティ・スクール³の推進
- ・高校の魅力化の支援（高校魅力化推進事業、教育連携パートナーシップ協定）
- ・地域の教育力を生かす取組
（部活動地域移行、こども見守り隊、学校支援ボランティア）

2 チーム支援による教育相談の充実

- ・いじめ、不登校児童生徒、問題行動⁴、虐待、ヤングケアラー⁵等への対応
（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー⁶、相談員、関係機関等との連携）

3 保護者の経済的負担の軽減

- （就学援助費の支給、給食無償化、スクールバスの運行、大会派遣費の補助）



高校生短期講座
(教育連携パートナーシップ協定)



音楽交歓会
(野辺地保育園の演奏)

³ 保護者や地域の方々が学校運営や学校の課題に参画する「学校運営協議会制度」を設置した学校のこと。学校と地域が共通の目標の実現に向けて連携・協働し、地域とともにある学校づくりを目指している。

⁴ 喫煙、飲酒、万引き、窃盗、家出、深夜徘徊、器物破損、暴力行為などの刑法犯や不良行為。

⁵ 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどものこと。

⁶ いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士等のこと。

3. こどもの学びを支える教育環境

時代に求められる学びの環境にアップデートしていきます。

施策の展開

1 教員の指導力の向上

・授業力向上・指導力向上のための教員研修・支援

2 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)⁷の推進

・AI やタブレット端末等を効果的に活用した分かりやすい授業

(タブレット端末の更新、デジタル教科書、AIドリル⁸等の環境整備)

・授業を通じた情報モラル教育⁹とメディアリテラシー¹⁰の育成

・教職員が笑顔でこどもに向き合えるよう学校における働き方改革の推進

(校務支援システムの導入、出欠連絡アプリの導入、学校閉庁)

3 安全・安心で質の高い教育のための環境整備と人的支援

・学校安全の推進(統合小学校の建設、学校施設の整備)

・学校支援員の配置

(ALT、理科支援員、ICT 支援員、スクールサポートスタッフ)

4 積極的な情報発信

・児童生徒の活躍を各種媒体で発信

(教育広報の発行、町の広報、新聞への取材依頼)



タブレット端末を活用した授業



ALT による授業支援

⁷ データやデジタル技術を活用してカリキュラムや学習の在り方を革新するとともに教職員の業務や学校文化を改革し、時代に対応した教育に向かう取組のこと。

⁸ パソコン等の端末で問題を出題・自動採点するデジタルドリルで、個人ごとに正答率や学習の取組状況等を AI が分析し、一人一人に応じた問題を出題するデジタルドリルのこと。

⁹ インターネット、メール、SNS 等の情報を安全安心に取り扱うために求められる知識や道徳性のこと。

¹⁰ メディア情報を適切に判断し、目的に合わせて正しく活用・発信する力のこと。

2 社会教育・スポーツ分野

1) 現状と課題

少子高齢化や人口減少、共働き世帯の増加、急速な技術革新の進展やグローバル化など、社会状況の変化の激しさが増すとともに、いじめや不登校など、学校を取り巻く状況も大きく変化しています。こうした社会を生き抜くための力を身に付けた人財を育成するためには、学校・家庭・地域が連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠であります。

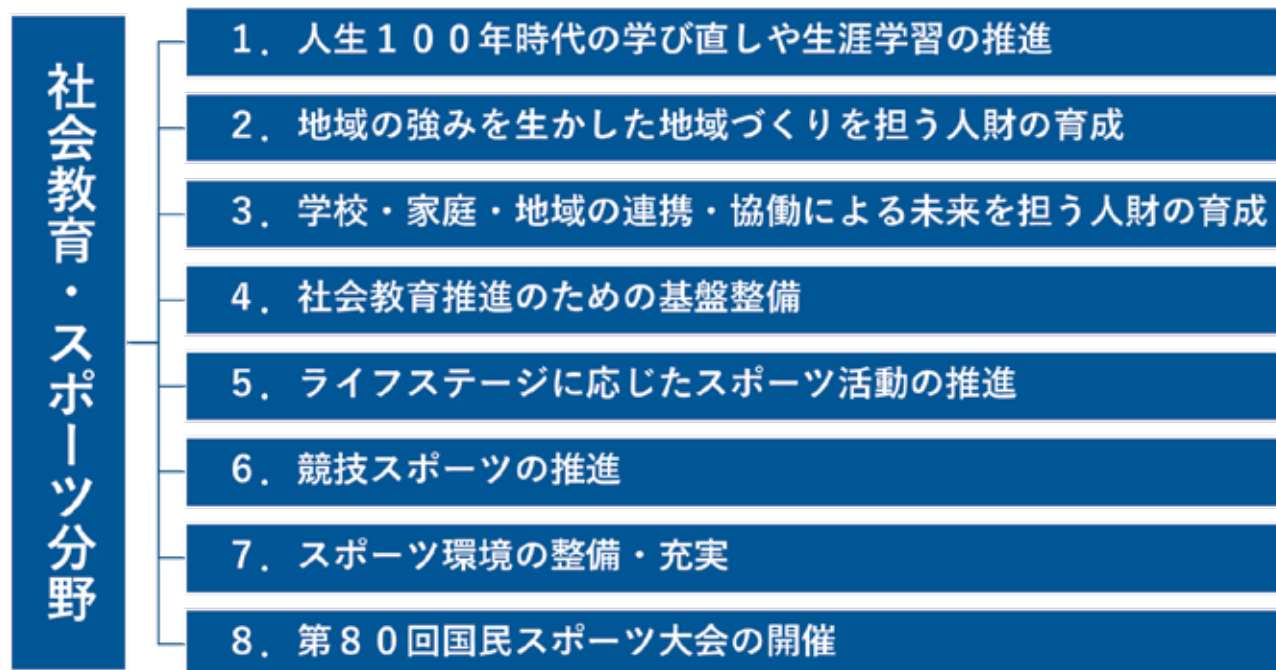
社会教育部門においては、地域全体でこどもたちの成長を支える環境づくり、地域を創生する地域学校協働活動の促進、生涯学習・社会教育事業の実践者やコーディネーターなどの地域活動にかかわる人財発掘・育成・資質の向上が求められています。

スポーツ部門においては、健康の維持増進と体力向上を図るとともに、スポーツ活動を通じて、多様な世代や地域の人々が交流する機会の創出を図っていく必要があります。さらに、選手の強化・育成のためのスポーツ教室や大会イベント等の開催、気軽にスポーツを楽しむことのできる環境整備の必要性が求められます。

また、2026年度には青森県で「第80回国民スポーツ大会（青の煌めきあおもり国スポ）」が開催されます。当町ではハンドボール競技の開催が決定しており、大会を通してスポーツ活動への関心を更に高め、スポーツの普及・振興の発展、地域の活性化に繋がるよう町民や関係団体、行政などが一体となり取り組んでいかなければなりません。

さらには、社会教育・スポーツ施設においては、昭和50年代に整備された施設が多く、老朽化による設備の不具合が頻繁に発生している状況にあることから、安心・安全に利用していただけるよう対策を進めていく必要があります。町民が快適に利活用でき、多用途・多目的に対応できる施設にしていくことが最重要課題となっています。

2) 基本施策



【施策の体系】

1. 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

町民の生涯を通じた学びの機会の提供や、その学習成果を活かした社会参加活動に取り組むことができるよう支援します。

施策の展開

- 1 町民一人一人の多様なニーズに応じた学びの場の拡充と充実
- 2 学習成果を生かした社会参加活動の支援
(のへじ元気講座、ハッチョウトンボ観察会、町文化賞の表彰)

2. 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成

豊かで住みやすい地域社会と活力ある持続可能な地域コミュニティに向けて、地域活動に主体的に取り組む人財の発掘及び育成に努めます。

施策の展開

- 1 地域活動の実践者及びコーディネーターの養成
- 2 次代の地域を担う人財の育成
- 3 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援
(生涯学習大学、在学青年ボランティア)



生涯学習大学

3. 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成

学校・家庭・地域が連携・協働し、こどもたちの成長を支える環境づくり、教育活動の充実に努めます。

施策の展開

- 1 学校と地域の協働による教育活動の促進（子ども会事業）
- 2 家庭教育支援の充実（家庭教育推進事業）
- 3 青少年の体験活動の充実（青少年健全育成）

4. 社会教育推進のための基盤整備

町民一人一人が気軽に学習できる場の実現のため、社会教育推進基盤の整備・充実に努めます。

施策の展開

- 1 社会教育推進体制の充実
- 2 社会教育関係職員の養成と資質の向上
- 3 社会教育関係団体等の活動の支援
- 4 社会教育施設の設備及び活用の促進
(社会教育施設管理運営、生涯学習カレンダー、社会教育委員会議)

5. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

町民の健康維持増進と体力の向上を図るとともに、町民スポーツの普及・奨励に努めます。

施策の展開

- 1 スポーツ活動の推進と振興
- 2 スポーツによる地域の活性化
(幼児・児童水泳教室、健康ウォーターマラソン、体力テスト)



家庭教育推進事業



県民駅伝競走大会 野辺地町代表

6. 競技スポーツの推進

競技選手強化策を充実するとともに、県大会、東北大会、全国大会を誘致するなど、競技力向上の対策に努めます。

施策の展開

- 1 選手の強化・育成のための各種スポーツ教室や大会等のイベントの開催
- 2 東北大会、全国大会で活躍できる選手や指導者の育成、生涯にわたるスポーツ活動の推進
- 3 選手の競技力向上とスポーツ活動推進のための「大会派遣費事業」及び「競技スポーツ強化支援事業」の実施
(町スポーツ賞の表彰、県民駅伝選手強化支援、大会派遣費事業)

7. スポーツ環境の整備・充実

町民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備・充実に努めます。

施策の展開

- 1 スポーツ推進委員、各スポーツ団体と連携したスポーツ情報の収集と情報提供の実施
- 2 総合型地域スポーツクラブへの取組
(地域クラブ設立検討事業)
- 3 地域のスポーツ環境の整備・充実
(体育施設管理運営、体育施設開放事業)

8. 第80回国民スポーツ大会の開催

2026年度国民スポーツ大会ハンドボール競技の開催に向け、町民や関係団体と連携し、スポーツの普及・振興の発展、地域の活性化に繋がるよう取り組みます。

施策の展開

- 1 国民スポーツ大会ハンドボール競技の開催に向けた関係団体との連携
- 2 国民スポーツ大会先催県視察調査の実施
- 3 国民スポーツ大会を通して、スポーツの普及・振興及び地域の活性化に向けた取組(国民スポーツ大会先催県視察、実行委員会の開催)

3 歴史・文化・芸術分野

1) 現状と課題

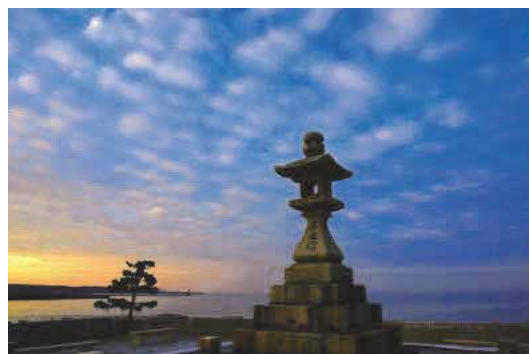
野辺地町には、国指定重要文化財2点（土偶・赤漆塗木鉢）をはじめ、野辺地の山車行事や浜町の常夜燈など、地域の歴史や伝統が息づく多様な文化財が大事に保存・継承され、現在まで残されています。

近年では、北前船関連文化財が日本遺産に認定されたことにより、他町と連携を行いながら、北前船によってもたらされた野辺地町の歴史や文化を広く後世に伝えるための取り組みがなされています。

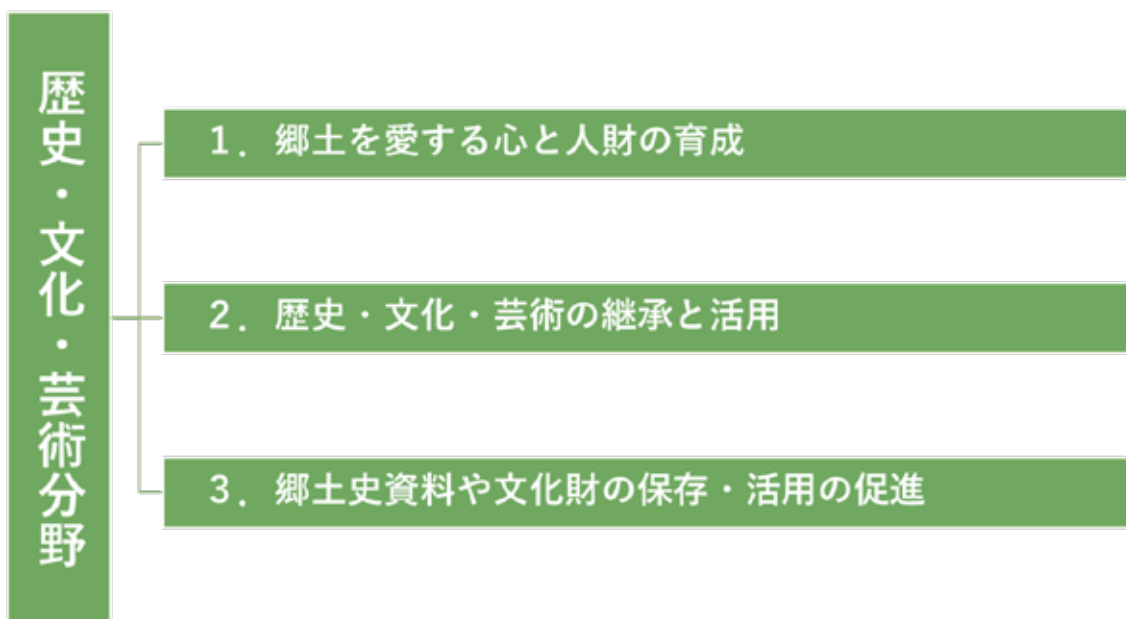
文化・芸術面では、中央公民館のみんなの教室や文化祭、文化少年団、図書館サークル等の学習活動の充実に努めておりますが、スマートフォンや電子書籍の普及、生成AIの登場、学校のICT環境が整備され、こどもを取り巻く読書環境も大きく変化しており電子書籍の提供が求められています。

一方で、少子高齢化や人口流出等の様々な社会情勢の変化を背景に、文化財の保護・活用を行う人財不足による文化財の滅失や散逸等が懸念されるとともに、各種サークルの参加者、指導者の高齢化等による学習活動の休止が課題となっています。先人から受け継がれてきた地域の歴史・文化・芸術を、絶やすことなく後世に受け継ぐ活動が、より一層求められています。

そのため、野辺地の歴史や風土の中で培われてきた貴重な文化財や伝統等の記録保存を図るとともに、学校・生涯学習等の各種教育やまちづくり等への多様な活用を進め、郷土の歴史に対する愛着心を育み、地域が一体となって、地域に根ざした文化財や文化を後世に繋げる人財育成に努める取組を検討する必要があります。また、町民が持続可能な学習活動と社会参加活動ができるよう、より一層の支援に取り組む体制づくりに努めてまいります。



2) 基本施策



【施策の体系】

1. 郷土を愛する心と人財の育成

郷土の歴史や文化を愛する心を育むため、こどもの頃からふるさとの歴史・文化を身近に学ぶことができる環境づくりに努めます。

施策の展開

- 1 郷土の歴史や文化・芸術を愛する心を育むため、こどもの頃からふるさとの歴史・文化を身近に学ぶことができる学習機会の提供や環境づくり
(のへじ検定の実施)
- 2 各種生涯学習や地域活性化へ歴史・文化・芸術を活用するため人財の育成・支援・体制づくり、関係団体への情報発信の促進



のへじ検定



郷土料理教室

2. 歴史・文化・芸術の継承と活用

文化・芸術・歴史を後世に継承していくため、民俗文化財、伝統芸能、文化に親しむ環境づくり、人財育成支援、情報発信に努めます。また、活用による新たな価値づくりと継承方法を検討します。

施策の展開

- 1 伝統芸能や民俗文化財の継承に向け、鑑賞や体験する機会の充実
- 2 文化財や民俗芸能を後世に継承するため、人財育成や継承団体の活動支援を推進（祇園囃子・神楽の保存・継承に関する調査の実施）

3. 郷土史資料や文化財の保存・活用の促進

郷土の歴史、民俗、産業、自然等に関する資料や地域の特色ある文化財、伝統等を適切に保護・保存するとともに、資料の公開・活用並びに情報発信に努めます。

施策の展開

- 1 郷土史に関連する資料の調査・収集・保存・公開・活用及び情報発信の取組、地域の文化財等の保存（野辺地の民俗教育パック制作に関する調査）
- 2 地域の特色ある文化財等を活用した学習機会や体験活動の充実（歴史探検キッズツアー）
- 3 文化財の公有化や史跡案内看板・施設等の適切な修理や整備の充実



日本遺産文化財を知る校外学習



カワラケツメイ収穫体験



歴史探検キッズツアー
(深浦町 円覚寺見学)



のへじ祇園まつり



資料編

計画策定の経過

年月日・場所	会議内容等
令和6年10月1日(火) 【場所】 役場 町民ホール	第1回野辺地町教育構想検討委員会 ・委員長・副委員長の選出 ・諮問 ・第3期計画の評価と「現状と課題」について ・基本施策について協議(グループワーク) ・今後の会議日程について
令和6年11月11日(月) 【場所】 役場 町民ホール	第2回野辺地町教育構想検討委員会 ・基本理念・基本目標・重点目標について ・基本施策について ①学校教育分野 ②社会教育・スポーツ分野 ③歴史・文化・芸術分野
令和6年12月9日(月) 【場所】 役場 委員会室	第3回野辺地町教育構想検討委員会 ・第4期野辺地町教育振興基本計画(素案)について
令和6年12月20日(金) 【場所】 役場 教育長室	野辺地町教育構想検討委員会から教育長へ答申 (委員長対応) ・第4期野辺地町教育振興基本計画についての答申
令和6年12月16日(月) ～令和7年1月15日(水)	第4期野辺地町教育振興基本計画(案)に係るパブリックコメントの実施 ・閲覧場所…中央公民館ロビー、馬門公民館談話室、町ホームページ ・意見の提出方法…電子メール、直接持参、郵送及びファックス ・提出意見…10件(1名)
令和7年2月7日(金) 【場所】 役場 委員会室	野辺地町議会全員協議会 ・第4期野辺地町教育振興基本計画(案)について
令和7年2月19日(水) 【場所】 役場 庁議室	野辺地町教育委員会第11回定例会 ・第4期野辺地町教育振興基本計画の策定について

野辺地町教育構想検討委員会設置要綱

平成30年7月24日

野辺地町教育委員会告示第4号

(設置)

第1条 野辺地町において、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「野辺地町教育振興基本計画」という。）を策定するに当たり、幅広い意見を反映させるため、野辺地町教育構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 検討委員会は、検討委員会の委員（以下「検討委員」という。）13人以内をもって組織する。

2 検討委員は、次に掲げる者のうちから野辺地町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 地域住民
- (4) その他教育長が必要と認める者

(役割)

第3条 検討委員会は、教育長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議し、その結果を答申する。

- (1) 野辺地町教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他野辺地町の教育の振興に関し必要な事項の検討に関すること。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、野辺地町教育振興基本計画の策定にかかわる事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会議を総括し、検討委員会を代表する。
- 5 副委員長は、会長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（会議の公開）

第7条 会議は原則公開とする。

（謝金）

第8条 委員が会議に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。ただし、教育委員会が別に定めるものについては支給しないことができる。

（旅費）

第9条 委員が会議に出席したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。ただし、行政及び教育機関の職員で、公用車等を使用した場合は支給しない。

（庶務）

第10条 検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるほか、検討委員会の運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年6月20日野辺地町教育委員会訓令甲第4号）

この訓令は、公表の日から施行する。

野辺地町教育構想検討委員会委員名簿

氏 名	所 属・役 職 等
木 村 典 克	野辺地町校長会 会長 (野辺地小学校校長) 検討委員会 委員長
桐 原 賢 哉	野辺地町校長会 (野辺地中学校校長) 検討委員会 副委員長
佐 藤 聡	野辺地町校長会 (若葉小学校校長)
小 倉 民 生	青森県立野辺地高等学校 校長
橋 場 保 人	八戸学院野辺地西高等学校 校長
角 谷 哲 仁	野辺地町連合 P T A 会長
滝 口 太	野辺地町スポーツ協会 副理事長
前 田 智 子	社会教育委員 議長
荒 川 麗 子	公民館運営協議会 委員長
今 井 実	図書館運営協議会 委員長
高 沢 岩 男	文化財保護審議会 委員長
佐 伯 一 美	たけのこ保育園 園長

第4期野辺地町教育振興基本計画

発行日 令和7年2月

編 集 野辺地町教育委員会

〒039-3131 青森県上北郡野辺地町字野辺地 123 番地 1

TEL 0175-64-2119（直通）

FAX 0175-64-8083